

春日井市地域公共交通会議設置要綱（案）

現 行	改正案
<p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p> <p>5 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>6 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 交通会議の庶務は、総務部交通対策課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>	<p>(臨時委員)</p> <p><u>第5条</u> 交通会議に、特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 臨時委員は、市長が任命する。</p> <p><u>3</u> 臨時委員は当該特別の事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。</p> <p>(交通会議の運営)</p> <p><u>第6条</u> 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p> <p>5 交通会議は、委員(協議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)の過半数以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>6 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。<u>ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。</u></p> <p>7 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第7条</u> 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> 交通会議の庶務は、総務部交通対策課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>